

ワーカーズ・コレクティブ ネットワーク ジャパン運営要綱

(目的)

第1条 本会はワーカーズ・コレクティブの拡大を支援するとともにそのネットワーク化を図り、ワーカーズ・コレクティブの社会的認知を高め、法制化へ向けて活動することを目的とする。

(名称)

第2条 本会はワーカーズ・コレクティブ ネットワーク ジャパンと称する。
(Workers' Collective Network Japan) と称する。略称は WNJ とする。

(会員の資格)

第3条 本会はワーカーズ・コレクティブ事業を实践する団体により構成する。
本会に加入する団体は、本会の承諾を得て、本会に加入することができる。
2 加入の申し込みがあったときは、運営委員会においてその諾否を決する。

(会員の種類)

第4条 会員の種類は 1号会員と 2号会員である。1号会員はワーカーズ・コレクティブの連合組織とする。
2 2号会員は単体ワーカーズ・コレクティブとする。

(賛助会員)

第5条 本会は、本会の趣旨に賛同し、本会の活動の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とすることかできる。
2 賛助会員の会費は下記のとおりとする。
個人：年額 5,000円 一口以上
団体：年額 10,000円 一口以上
3 賛助会員にはニュースレターを送付する。

(活動)

第6条 WNJでは次の活動事項を実施する。
(1) ワーカーズ・コレクティブに関する情報収集、発信。
(2) ワーカーズ・コレクティブ運動推進のための活動。
(3) ワーカーズ・コレクティブの社会的認知を高める活動。
(4) ワーカーズ・コレクティブの法制化へ向けた活動。
(5) ワーカーズ・コレクティブの設立支援活動。

(運営委員会)

第7条 本会の運営は運営委員会で行う。
2 運営委員会は運営委員により構成される。
3 運営委員会には、2号会員と賛助会員がオブザーバー参加できる。
4 運営委員会における議決権は1連合組織1票とする。
5 運営委員会のメンバーの互選により代表 1名を選出する。

(運営委員)

第8条 運営委員は1号会員から立候補し、総会で決定する。
2 運営委員の任期は 1年とし、但し、再任を妨げない。
3 運営委員は本会の目的に沿って本会のためにその責務を遂行しなければならない。

(総会)

第9条 事業年度終了後 3ヶ月以内に開催する。
2 総会の議決権を有するのは1号会員とする。

(監査)

- 第10条 監査を置くことができる。
2 監査は総会で決定する。

(事務局)

- 第11条 本会は、事務局を置くことができる。

(サポーター)

- 第12条 本会は、運営委員と事務局を補佐するサポーターを置くことができる。
2 サポーターは運営委員会において承認する。
3 サポーターは運営委員会にオブザーバーとして出席することができる。

(インターンシップ)

- 第13条 ワーカーズ・コレクティブの若い研究者を育成するために、インターンを受け入れることができる。
2 インターンの受け入れ条件は別に定める。

(会費)

- 第14条 本会を維持運営するために、会員の会費を下記のように定める。
1号会員、2号会員は入会金5,000円を本会に納入する。
2 1号会員の年会費は当該年度、前年度末の所属団体数に応じて下記のとおりとする。
- | | | |
|-------|--------|----------|
| 所属団体数 | 1～10 | 30,000円 |
| | 11～20 | 50,000円 |
| | 21～50 | 80,000円 |
| | 51～100 | 100,000円 |
| | 101以上 | 200,000円 |
- 3 2号会員は年会費10,000円を本会に納入する。

(会計年度)

- 第15条 本会の会計年度は4月1日より、翌年3月31日までとし、年度末に決算を行い、報告するものとする。

(改廃)

- 第16条 ワーカーズ・コレクティブ ネットワーク ジャパンは運営要綱を定め総会の承認を得る。

(規約)

- 第17条 運営に関する詳細は規約で定め、規約は運営委員会で改廃できるものとする。

付則

(実施の時期)

1. 本運営要綱は1995年10月23日より実施する。
2. 本運営要綱は1997年9月6日より実施する。
3. 本運営要綱は2000年6月2日より実施する。
4. 本運営要綱は2002年6月4日より実施する。
5. 本運営要綱は2004年7月5日より実施する。
6. 本運営要綱は2006年6月30日より実施する。
7. 本運営要綱は2010年6月24日より実施する。